

平日の開庁時間にマイナンバーカードの受け取りが困難な方へ マイナンバーカード臨時窓口を開設します

カードの申請補助も行いますので、ぜひご利用ください

【日時】 8月23日（日）午前9時～正午

【場所】 本庁住民課窓口（休日ですので、庁舎東側通用口からお入りください。）

【内容】 ○カード交付（交付通知書がすでに届いている方）

事前予約が必要です。19日（水）午後5時までに電話で予約をしてください。

○カード申請補助

その場で顔写真を撮影し、申請手続き完了までお手伝いします。
事前予約は必要ありません。

《申請に必要なもの》

- ・本人確認できる書類（運転免許証、健康保険証等）
- ・通知カードに同封された交付申請書

※交付申請書をお持ちでない場合は、新しいものを発行します。

※カードの発行には1か月程度かかり、原則、指定窓口での受け取りとなります。

○その他マイナンバーカードに関すること

電子証明書の更新、パスワード変更など事前にご相談ください。



☎ 住民課 ☎0859-54-5210



はい!

消費生活相談窓口です

感染予防効果をうたった

食品の根拠はなかった!

*「予防効果あり」の広告に注意しましょう



【相談】 新型コロナウイルス感染症対策として、効果のある食品はないかと思いインターネットを見ていたら、「肺炎の重症化を防ぐ」「ウイルスを攻撃する」など、その商品を食べれば効果があるかのようなことが書かれている。

本当に効果があるのか知りたい。



アドバイス

- 新型コロナウイルスに対する予防効果に根拠のある食品はありません。
- 現時点で健康食品、除菌スプレー等の商品については、新型コロナウイルスに対する効果を裏付ける根拠は認められていません。
- 新型コロナウイルスについて特性などが明らかではなく、民間施設では有効性を確認する試験も不可能です。
- 消費者庁は、新型コロナウイルスの予防効果を標ぼうする商品の不当表示に対する監視指導を行っており、表示の改善要請が行われています。
- 消費者庁の監視指導は3月にも行われていますが、繰り返し根拠のない商品が出てきているので注意が必要です。
- 感染症対策としては、ていねいな手洗い、バランスのよい食事や適度な運動、十分な睡眠で免疫力を高めておくことが大切です。

【参考：消費者庁資料より】

*お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。

大山町役場住民課

☎0859-54-5210（平日）

鳥取県消費生活センター

☎0859-34-2648（平日・土日）